

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 援護行政の動向

---

先の大戦が終結してからすでに30年余りを経過した。援護行政は,戦後の初期にあつては海外からの630万人余りに及ぶ邦人の引揚援護業務が中心であつたが,現在では戦傷病者戦没者遺族等援護法や戦傷病者特別援護法等の法律に基づき,先の大戦で公務上の傷病等により死傷した軍人,軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒,軍の要請による戦闘参加者等)並びにこれらの者の遺族に対する援護を中心とし,その他恩給の進達等の旧軍関係の残務の処理が主な業務となっている。これらの法律は,毎年改正され,給付内容の改善や援護の対象者の拡大が図られているが,なお遺族等の高齢化に伴い援護の一層の充実が要請されている。

また,東南アジア地域等における元日本兵の生存情報が依然絶えないところであり,未帰還者の調査究明にはなお一層の努力が要請されているほか,最近増加している中国からの一時帰国者に対する援護や中国残留日本人孤児の身元解明,海外戦没者の遺骨収集等,今日なお援護行政としてゆるがせにできない多くの問題が残されている。

---

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人,軍属及び準軍属は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付には,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金及び弔慰金の4種がある。

遺族年金は,軍人,軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給され,遺族給与金は,準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される年金である。51年3月末現在の受給人員は,第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数  
(51年3月末現在) (単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	39,404	67,839	42,748
先 順 位 者	29,054	61,875	37,382
後 順 位 者	10,350	5,964	5,366

厚生省援護局調べ

遺族年金及び遺族給与金の額は同額で,51年の法改正により,先順位者の額については51年7月から11.5%引き上げられるとともに,新たに生計関係のある後順位者の数に応じた改善措置が講ぜられることとなった。また,後順位者の額も51年7月から引き上げられ,改正後の遺族年金及び遺族給与金の額は第4-5-2表のとおりとなった。

第4-5-2表 改正後の遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 改正後の遺族年金及び遺族給与金の額

(単位:円)

	改正前	改正後(51年7月から)
先順位者	506,000	600,200 (生計関係のある後順位者が2人以上の場合) 624,200
後順位者	18,000	24,000

厚生省援護局調べ

(注) 勤務に関連した傷病による死亡の場合は上記の額の75%相当額

遺族一時金は、軍人、軍属又は準軍属が公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等で他に遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける遺族がないときに支給され、その額は10万円である。51年3月末までの支給件数は、軍人5,972件、軍属292件、準軍属34件、総数6,298件である。

弔慰金は、軍人、軍属又は準軍属が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により16年12月8日以後に死亡した場合に支給され、その額は5万円(10年償還の国債)である。

51年3月末までの支給件数は、軍人181万3,295件、軍属13万9,049件、準軍属11万6,319件、総数206万8,663件となっている。

## (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の妻であって、48年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、この法律によって、20万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。また、20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点において引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受けている場合に改めて60万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

51年の法改正では、戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した者で、48年3月31日以前に夫である戦傷病者等が死亡し、これにより当該権利を取得してから10年を経過した時点において、遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、改めて戦没者等の妻として60万円の特別給付金(10年償還の国債)を支給することとした。

## (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

この法律により、従来太平洋戦争中の戦没者等の遺族には、3万円の特別弔慰金(10年償還の国債)が支給されてきたところであるが、更に50年の法改正により、12年7月7日(日華事変ぼつ発の日)以後の公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける者がいないものには、20万円の特別弔慰金(10年償還の国債)が支給される。

## (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡の当時、戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、更に48年4月1日までに氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった者で、同日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、この法律によって、10万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。また、10万円の特別給付金を受ける権利を取得した父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有し、かつ、その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には、その者に改めて30万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。

なお、各特別給付金及び特別弔慰金の支給件数等は第4-5-3表のとおりである。

### 第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

(51年3月末現在)

	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年償還無利子の記名国債	417,036
	60万円	10年償還無利子の記名国債	370,196
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年償還無利子の記名国債	655,148
	20万円	10年償還無利子の記名国債	184,630
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年償還無利子の記名国債	16,515
	30万円	5年償還無利子の記名国債	13,643
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には5万円)	10年償還無利子の記名国債	111,090
	30万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には15万円)	10年償還無利子の記名国債	X

厚生省援護局調べ

#### (5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられており、全国で1,410人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 2 戦傷病者の援護

先の大戦において公務上又は業務上負傷し又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人,軍属又は準軍属であった者の数は約15万人に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。このほか戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されている。

##### (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律によって戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。51年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人318人,軍属2,646人,準軍属2,460人,総数5,424人である。また51年3月末までに障害一時金を受けた者は655人である。

51年の法改正により,軍人,軍属又は準軍属であった者の障害年金及び障害一時金の額は,51年7月から,11.5%引き上げられ,この結果第一項症の程度の障害を有する者に対する年金額は,244万5,000円(月額20万3,750円)となった。また,扶養親族加給の額は,配偶者については6万円を7万2,000円に,その他の親族2人までについては1万8,000円を2万4,000円(配偶者がいないときは,そのうち1人に限り4万8,000円)に引き上げられた。

##### (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

この法律により,従来日華事変以後の公務上又は勤務に関連した傷病により,38年4月1日において障害年金,増加恩給等を受けていた者の妻又は同日までに障害一時金,傷病賜金等を受けたことがある者の妻には,夫の障害の程度に応じ10万円又は5万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給されてきた。

51年の法改正により,10万円又は5万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻が,その後10年を経過した時点において,引き続き夫である戦傷病者等が障害年金,増加恩給等を受けているとき又は障害一時金,傷病賜金等を受けたことがある夫である戦傷病者等の障害の程度が第5款症以上であるときは,改めて夫の障害の程度に応じ30万円又は15万円の特別給付金(10年償還の国債)を支給することとした。

また,38年4月2日以後に新たに戦傷病者等の妻となった者に対しては,夫の障害の程度に応じ10万円又は5万円の特別給付金(10年償還の国債)を,満洲事変以後日華事変前の公務上の傷病により不具廃疾となった者の妻に対しては,夫の障害の程度に応じ30万円又は15万円の特別給付金(10年償還の国債)を支給することとした。

なお,51年3月末現在の支給件数等は,第4-5-3表のとおりである。

##### (3) 戦傷病者特別援護法による援護

この法律により,戦傷病者には,戦傷病者手帳が交付され(51年3月末現在15万2,766人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(51年3月末現在の受給者数6,398人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は51年4月より月額1万1,000円(51年3月までは9,800円)である(51年3月末の受給者数103人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は,4万4,000円(51年3月までは3万3,000円)である(50年度の支給件数93件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(50年度の支給件数1件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(50年度の総件数7,513件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(50年度の乗車券引換証交付人員12万5,781人)。

なお,この法律により,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 3 全国戦没者追悼式

---

先の大戦において死没した300万人余りの軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

50年の式典は,終戦30周年に当たり,その規模を広げて天皇皇后両陛下御臨席の下に,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約7,000人が参列して厳粛にとり行われた。

式典の当日は,官公庁などには半旗が掲げられ,正午には全国民がそれぞれの職場,家庭において黙とうを行い,戦没者に追悼の誠をささげるとともに,平和への思いを新たにした。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 4 海外戦没者の遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,28年から33年までの第一次計画,次いで,42年から47年までの第二次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施したところであるが,更に48年から第三次計画(3か年計画)をたて,大規模な遺骨収集団を派遣し,積極的に遺骨収集を推進した。この計画の実施に当たっては,民間団体(財団法人日本遺族会,戦友団体等)にも協力を要請し,これらの団体に対しては補助金を交付することとした。

50年度は,終戦30周年に当たり,また今次計画の最終年度でもあるので,次の旧主要戦域を対象に相手国の事情が許す限り派遣人員を大幅に増員するなど,政府派遣団の体制を強化しておおむね計画通り実施した。

フィリピン(ルソン等)

ビルマ

パプアニューギニア(ニューブリテン等)

インドネシア(カリマンタン等)

マリアナ諸島(サイパン等)

トラック諸島(夏島等)

パラオ諸島(ペリリュー等)

中部太平洋(西カロリン諸島等)

北ボルネオ

沖縄

瀬戸内海(旧軍の戦艦「陸奥」の戦没者の遺骨の引上げ)

なお,51年度は,相手国の事情により実施が遅れている地域,入域不許可又は季節的事情等の理由で計画期間中に実施できなかった地域について補完的遺骨収集を行う予定である。また,戦没者慰霊碑については,旧主要戦域に逐次建立することとしているが,45年度には硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立したのをはじめとし,47年度にはフィリピンのカリラヤに「比島戦没者の碑」を,48年度にはサイパン島の北部パナテルに「中部太平洋戦没者の碑」をそれぞれ建立したが,51年度にはパプアニューギニアのウエワクに戦没者慰霊碑を建立する予定である。

また,50年度は,終戦30周年に当たることから,前記3か所の慰霊碑建立地において遺族代表等の参列の下に戦没者追悼式を行った。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

5 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象となる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,51年3月第112回発令まで約200万6,000人に対して叙位又は叙勲が行われた(第4-5-4表)。

第4-5-4表 戦没者叙位叙勲発令数

第4-5-4表 戦没者叙位叙勲発令数

(単位:人)

区 分	叙位を受けた者	叙勲を受けた者
総 数	73,221	2,006,222
39 年 度	—	127,700
40	—	302,059
41	8,982	338,922
42	24,616	423,414
43	20,106	352,232
44	11,821	227,611
45	4,388	130,899
46	1,536	53,446
47	700	23,017
48	460	11,480
49	316	8,007
50	296	7,435

厚生省援護局調べ

また,軍人軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,51年3月までに約32万7,000人に対して賞賜物件の伝達が行われ,更に,定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,51年3月までに約19万人に対して位記の伝達が行われた。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

###### 1 未帰還者の調査

---

先の大戦が終結したとき,海外残留を余儀なくされた未帰還者は,51年3月末現在2,680人となっている。その地域別内訳は,中国2,186人,ソ連(樺太を含む。)266人,南方127人,北朝鮮101人である。

未帰還者の調査は,国内的には帰還者から情報の提供を受けて,対外的には外交折衝又は赤十字ルート等による話し合いによって行っている。特に,中国内の未帰還者に対しては,47年に日中両国の国交が正常化したことを契機として,未帰還者名簿を在北京日本大使館に送付し,積極的にこれら未帰還者の実態は握に努めた結果,残留者の個々の実情に即応する調査が進展し,その結果,50年度内に,1,000余人が永住帰国又は一時帰国し,また,終戦後の混乱期に肉親と生別あるいは死別し孤児となったため,自己の身元を承知しないまま成人したいわゆる「中国残留孤児」に関しては,日中国交正常化以後190人余りの身元を確認することができた。50年度における未帰還者の調査究明の結果は,死亡報告を行った者80人,戦時死亡宣告の審判が確定した者29人,帰還した者1,018人,その他15人,計1,142人が減少し,新たに542人が未帰還者としては握された。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法の軍人軍属若しくは準軍属又は恩給法等の公務員に該当する場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき3万円(遺族年金等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

###### 2 引揚者の援護等

---

###### (1) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,34年の集団引揚げが終了した後は,個別に航空機又は便船を利用して続けられている。

これら引揚者に対する援護としては,航空運賃又は船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あっ旋等が行われ,またソ連又は中国からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。最近は,ソ連,中国及び韓国から個別に引揚げが行われており,同伴家族を含め50年度にはその数297人となっている。

###### (2) 一時帰国者の援護

終戦前から中国に居住する日本人で戦後初めて墓参,親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国(いわゆる里帰り)を希望する者に対しては,中国の居住地から日本の落ち着き先まで及び日本の落ち着き先から中国の居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国において負担する措置が48年10月31日から講じられている。この結果,51年3月末までに2,669人が本邦に一時帰国し,1,802人が再び中国に渡航した。

---